新旧対照表

新 旧 (設置) (設置)

- に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(以下 「墓地」という。)を設置する。
- 2 早来墓地及び追分墓地に附属施設として、共同墓(複数の焼骨を合わせ て埋蔵する施設をいう。以下同じ。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

20 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 -		
<u>墓地の名称</u>	位置	
安平墓地	安平町早来瑞穂1125番地	
早来墓地	安平町早来栄町164番地11 ほか	
富岡墓地	安平町早来富岡223番地	
遠浅墓地	安平町遠浅431番地3 ほか	
源武墓地	安平町早来源武41番地2	
追分墓地	安平町追分青葉1丁目165番地	
光起墓地	安平町追分旭30番地	
上本安平墓地	安平町追分旭663番地1	
中安平墓地	安平町追分豊栄1052番地	

2 共同墓の名称及び位置は、次のとおりとする。

共同墓の名称	位置
早来共同墓	早来墓地内
追分共同墓	追分墓地内

第3条 (略)

第1条 公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に資するため、墓地、埋葬等 第1条 公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に資するため、墓地、埋葬等 に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地(以下 「墓地」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

<u>名称</u>	位置
安平墓地	安平町早来瑞穂1125番地
早来墓地	安平町早来栄町164番地11 ほか
富岡墓地	安平町早来富岡223番地
遠浅墓地	安平町遠浅431番地3 ほか
源武墓地	安平町早来源武41番地2
追分墓地	安平町追分青葉1丁目165番地
光起墓地	安平町追分旭30番地
上本安平墓地	安平町追分旭663番地1
中安平墓地	安平町追分豊栄1052番地

第3条 (略) 新

ſΗ

(使用者の資格)

- 第4条 墓地を使用しようとする者は、町内に住所を有する者でなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、共同墓の使用許可を受けることができる者 は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特別の理由 があると認めたときは、この限りでない。
- (1) 町内に住所又は本籍を有する者で、現に所持する焼骨を埋蔵しようとするもの
- (2) <u>町内に住所及び本籍を有しない者で、町内に住所又は本籍を有したこ</u> とがある死亡者の焼骨を埋蔵しようとするもの
- (3) 町内の墓地の使用許可を受けた者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を共同墓に改葬しようとするもの

(使用の許可)

第5条 墓地<u>又は共同墓</u>を使用しようとする者は、町長の許可を受けなけれ ばならない。

(使用区画の制限)

第6条 墓地<u>(共同墓を除く。)</u>の使用は、1戸につき2区画を限度とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(墓地の設備)

第7条 墓地<u>(共同墓を除く。)</u>の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>)は、側石その他の方法により使用地の境界及び使用者を明確にする設備をしなければならない。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用しようとする者は、町内に住所を有する者でなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用区画の制限)

第6条 墓地の使用は、1戸につき2区画を限度とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(墓地の設備)

第7条 墓地の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、側石 その他の方法により使用地の境界及び使用者を明確にする設備をしなけれ ばならない。 第8条 (略)

(使用料の納入)

ときに納入しなければならない。ただし、第4条ただし書に規定する者に ついては、当該使用料の額の5割に相当する額を加算するものとする。

新

墓地の区分		1区画の墓地面積区分	墓地使用料
一般墓地	安平墓地、早来墓地、富岡墓	4 ㎡以下の区画	10,000円
	地、遠浅墓地及び源武墓地	4 ㎡を超える区画	30,000円
	追分墓地	3.3㎡の区画	20,000円
	光起墓地、上本安平墓地及び	3.3㎡の区画	5,000円
	中安平墓地		
無縁墓地(第2条の表左側欄に掲げるす		全区画	無料
べての墓地	也)		

2 共同墓の使用料は、次のとおりとし、第5条に規定する許可を受けると きに納入しなければならない。

共同墓の	の名称	申請者区分	共同墓使用料	
早来共同	墓•_	町内者	<u>焼骨1体</u>	30,000円
追分共同	<u>墓</u>		焼骨2体以上5体まで	50,000円
		町外者	<u>焼骨1体</u>	50,000円
			焼骨2体以上5体まで	80,000円
備考	申請者が焼骨6体以上申請する場合、6体目以降は焼骨1体			
	分につき10,000円を加算する。			

- 3 共同墓の使用者は、記名板に刻字することができるが、記名板に刻字す る共同墓の使用者は、記名板使用料として刻字1体分につき2万円を納付 しなければならない。
- 4 既存の使用料は、還付しない。

第8条 (略)

(使用料の納入)

第9条 墓地の使用料は、次のとおりとし、第5条に規定する許可を受ける│第9条 墓地の使用料は、次のとおりとし、第5条に規定する許可を受ける ときに納入しなければならない。ただし、第4条ただし書に規定する者に ついては、当該使用料の額の5割に相当する額を加算するものとする。

旧

墓地の区分		1区画の墓地面積区分	墓地使用料
一般墓地	安平墓地、早来墓地、富岡墓	4 ㎡以下の区画	10,000円
	地、遠浅墓地及び源武墓地	4 ㎡を超える区画	30,000円
	追分墓地	3.3㎡の区画	20,000円
	光起墓地、上本安平墓地及び	3.3㎡の区画	5,000円
	中安平墓地		
無縁墓地(第2条の表左側欄に掲げるす		全区画	無料
べての墓地)			

2 既存の使用料は、還付しない。

新	旧
(使用許可の取消し) 第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地 <u>又は</u> 共同墓の使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可より3か年以上経過しても使用しないとき。 (2) 使用の権原を継承人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき。 (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	(使用許可の取消し) 第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可より3か年以上経過しても使用しないとき。 (2) 使用の権原を継承人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき。 (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
第11条 (略)	第11条 (略)
(焼骨等の不返還) 第12条 使用者は、共同墓へ焼骨及び改装焼骨が埋蔵された後は、当該焼骨 等の返還を求めることができない。	
(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、墓地 <u>及び共同墓</u> の管理に関し必要な事項は、町長が定める。	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、墓地の管理に関し必要な事項は、町 長が定める。